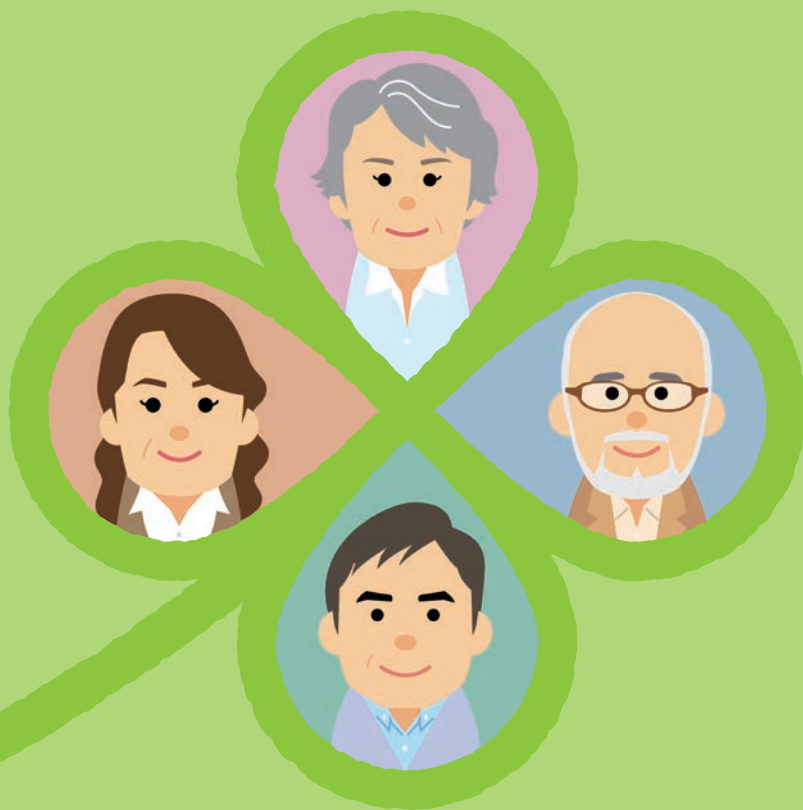


きずなサポート

無配当介護保障終身保険（低解約返戻金型）

これからの
「そなえ」が気になる
40歳～60歳の方へ

特に重要なお知らせ
(契約概要・注意喚起情報)
兼
商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

- 「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- 「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

**この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

この商品は、保険業法第300条の2で準用される特定保険契約ではありません。

募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ信託銀行

引受保険会社

確かな安心を、いつまでも

 **明治安田生命**

① この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、元本割れすることがあります。

② この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」（本書面）の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効）であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

③ 解約返戻金について

保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。
また、契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

入院中の方を被保険者とするご契約は、お申込みいただけません。

主な取扱内容

項目	内容
被保険者の契約年齢 (保険年齢)*範囲	40歳～60歳 ※満40歳未満の方はご加入いただけません。
保険料払込期間	10年～30年、 かつ保険料払込期間満了時点の被保険者の年齢（保険年齢）が70歳以下 ※保険料払込期間の 変更は取り扱いません。
保険期間	終身
保険料払込方法	月掛（毎月1回の払込み） 新年掛（1年に1回の払込み） ※保険料払込方法は変更可能です。 ※保険料の一括払（前納）は取り扱いません。
契約年齢別の 保険金額範囲 (10万円単位)	40歳～44歳 … 150万円～1,500万円 45歳～60歳 … 150万円～1,000万円 ※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済みの 場合は、左記金額までご加入いただけないことがあります。
告知	簡易告知
保険金の増額・減額	増額：取り扱いません 減額：取り扱います
契約者貸付	取り扱いません
自動振替貸付	取り扱います

* 契約日における被保険者の契約年齢（保険年齢）は、満年齢とは異なる場合があります。
契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢（保険年齢）は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢（保険年齢）は満年齢に1歳を加算します。
[例] 1月1日生まれで満年齢が50歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢（保険年齢）は51歳に切り上がります。

かんたんな健康告知で、

介護

万ー

長生き
セカンドライフ

への

そなえをご準備いただけます。

告知項目について

「きずなサポート」は以下の **6つの質問** に、
すべて「いいえ」ならお申込みいただけます。



- 質問 ①** 最近3ヵ月以内に、医師の診察・検査の結果、入院をすすめられたことがありますか。
- 質問 ②** 過去5年以内に、**【別表1】**の病気で入院したことがありますか。
- 質問 ③** 過去5年以内に、**【別表2】**の病気で医師の診察・治療・投薬をうけたことがありますか。
- 質問 ④** 過去1年以内に、骨折を伴う転倒をしたことがありますか。
- 質問 ⑤** 下記に該当する事項がありますか。
① 過去2年以内に **【別表3】**の眼の病気で医師の診察・治療・投薬をうけたことがある
② 視力の障害（矯正しても左右いずれかの視力が0.3以下）
③ 聴力・言語・そしゃく機能の障害がある
④ 手・足・背骨（脊柱）・関節に欠損・変形・障害がある
⑤ 公的介護保険制度の要介護・要支援の認定をうけたことがある、または申請中である
- 質問 ⑥** 起居・立ち上がり、歩行、食事、排せつ（その後始末も含む）、着替え、入浴の
いずれかが自分ではできない、または、他人の介助や見守りが必要ですか。

※別途、職業に関する告知をいただきます。

【別表1】

糖尿病（インスリン治療中に限る）、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎）、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含む）*
*ただし、上皮内新生物（上皮内がんなど）は除く

【別表2】

脳卒中（脳こうそく・脳出血・くも膜下出血）*、認知症、パーキンソン病、こげん病（関節リウマチ、全身性エリテマトーデス（SLE）、強皮症、多発性筋炎（皮膚筋炎）、結節性多発性動脈周囲炎）
*ただし、無症候性脳こうそくは除く

【別表3】

緑内障、網膜色素変性（症）、加齢黄斑変性（症）

あなたはこれからの「そなえ」について、どの くらいご存じですか？

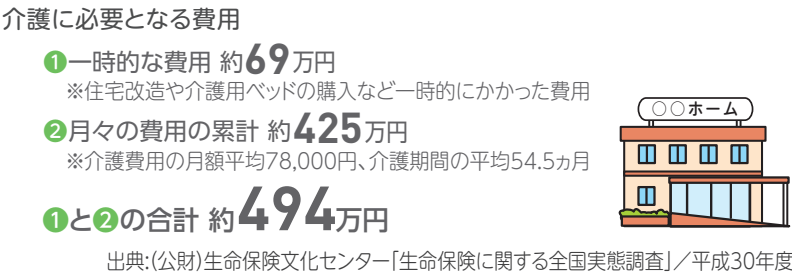
→商品のしくみについては
5・6ページをご覧ください

商品パンフレット

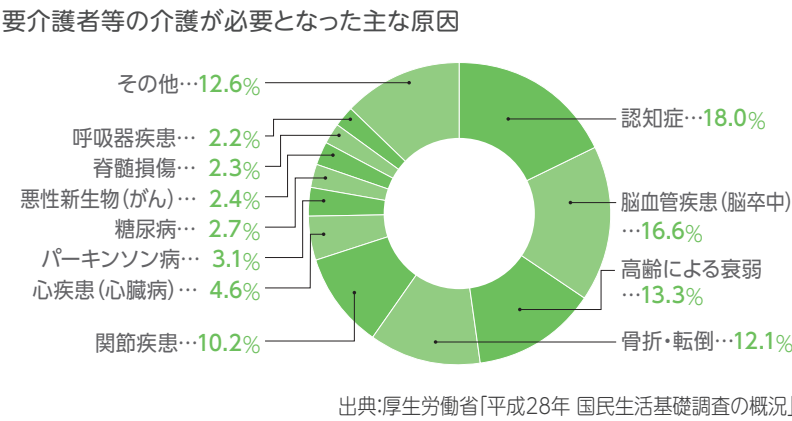
商品パンフレット

介護 への「そなえ」

介護が必要になると
一時的な費用に加え、
月々の費用が
必要になります。

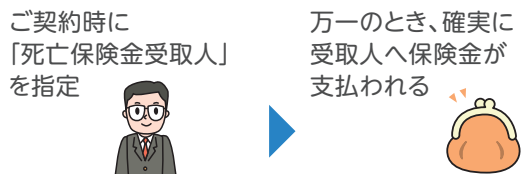


要介護者の介護が
必要となった原因は、
重い病気や事故など
さまざまで、
決して他人事では
ありません。

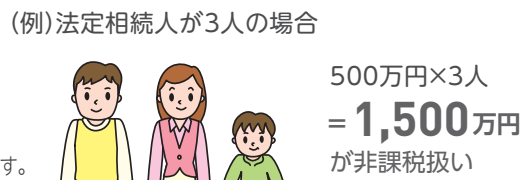


万一 への「そなえ」

相続時に家族間でトラブルになることも
ありますが、保険を活用すれば、
確実に大切な人に財産をのこせます。



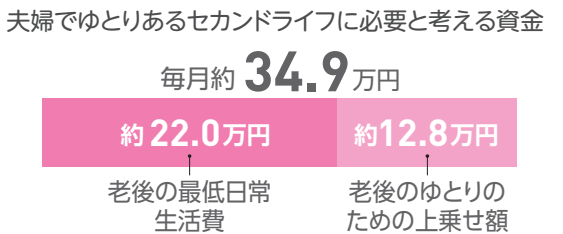
また、死亡保険金には相続税の**非課税枠**
(500万円×法定相続人の数)
があります。



・「契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合」に限ります。
・上記の「法定相続人の数」には、相続を放棄した者も含まれます。
※上記取扱いとは2019年3月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

長生き セカンドライフ への「そなえ」

**ゆとりあるセカンドライフの
ためには早めのそなえが必要です。**



出典:(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/平成28年度

<ご参考>「公的介護保険制度」とは？

公的介護保険制度のサービスを利用できる対象者とは？

満40歳以上の方は全員公的介護保険制度に加入しますが、サービスを利用できる対象者はケースにより異なります。

公的介護保険制度のサービスを利用できるケース

介護の原因	満40歳以上 満64歳以下	満65歳以上
16種類の特定疾病*1	○ 利用できる	○ 利用できる
上記以外の疾病・ケガ	✕ 利用できない	○ 利用できる

*1 以下の16種類の特定疾病
・末期がん ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折をともなう骨粗鬆症 ・初老期における認知症
・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症
・多系統萎縮症 ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患 ・閉塞性動脈硬化症
・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節または股関節に著しい変形をともなう変形性関節症

利用できる介護サービスとは？

公的介護保険では、要介護(要支援)認定を受けた方が「現物給付」によるサービスを受けることができます。



自己負担額とは？

サービスを受けるには1割(一定以上所得者は2割*2または3割*3)の自己負担額を支払う必要があります。

2018年8月より
**一定以上の所得がある方は
2割または3割になりました。**

居宅サービスの支給限度基準額*4と自己負担額*5(月額)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度基準額	166,920円	196,160円	269,310円	308,060円	360,650円
自己負担1割の場合	16,692円	19,616円	26,931円	30,806円	36,065円
自己負担2割の場合	33,384円	39,232円	53,862円	61,612円	72,130円

*2 介護サービスの利用者負担割合が2割となるのは、65歳以上の被保険者のうち、本人の合計所得金額が160万円以上かつ世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得の合計額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方です。
*3 2割負担の方のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合が3割となります。利用者負担割合が3割となるのは、65歳以上の被保険者のうち、本人の合計所得金額が220万円以上かつ世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得の合計額が、単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方です。
*4 支給限度基準額は、地域およびサービスの種類によって上記の金額より高くなる場合があります。
*5 高額介護サービス費の制度により、利用者負担には所得に応じた上限があります。月々の利用者負担の上限は、最高で世帯につき44,400円であるため、支給限度基準額の範囲内であれば、高額介護サービス費の払い戻しを受けることにより、世帯で44,400円を超える負担をすることはありません。

※要介護度(要支援度)に応じて定められた「支給限度基準額」を超えるサービス(上乗せサービス)や、公的介護保険の給付対象外のサービス(横出しサービス)を利用した場合には全額自己負担*6となります。
また、施設サービスを利用する場合などは、食事・居住費などが別途自己負担となります。
*6 自治体によっては費用を助成、またはサービスを提供する場合があります。

※公的介護保険制度に関する記載は、2019年3月現在の制度に基づき、制度の一部を抜粋しております。今後、制度の変更にともない取扱いが変更となる場合があります。

「きずなサポート」は、将来必要となる、 「介護」「万一」「長生き」への「そなえ」をコツコツ 準備できる保険です。

ご契約はかんたん

かんたんな健康告知でお申込みいただけます。

※くわしくは2ページをご覧ください。

介護にそなえる

- ・お支払いいただいた保険料を上回る介護保障を、ご契約当初から一生涯ご準備いただけます。
- ・お支払事由は公的介護保険制度と連動しているので明確です。
- ・明治安田生命が定める所定の要介護状態に該当された場合も、介護保険金をご請求いただけます。

⚠ 介護保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

万一到にそなえる

- ・要介護状態にならなかった場合でも、ご家族に「のこす」ことができます。
- ・保険料払込期間中の死亡給付金は、既払込保険料相当額になります。
- ・保険料払込期間満了後の死亡保険金は、介護保険金と同額です。

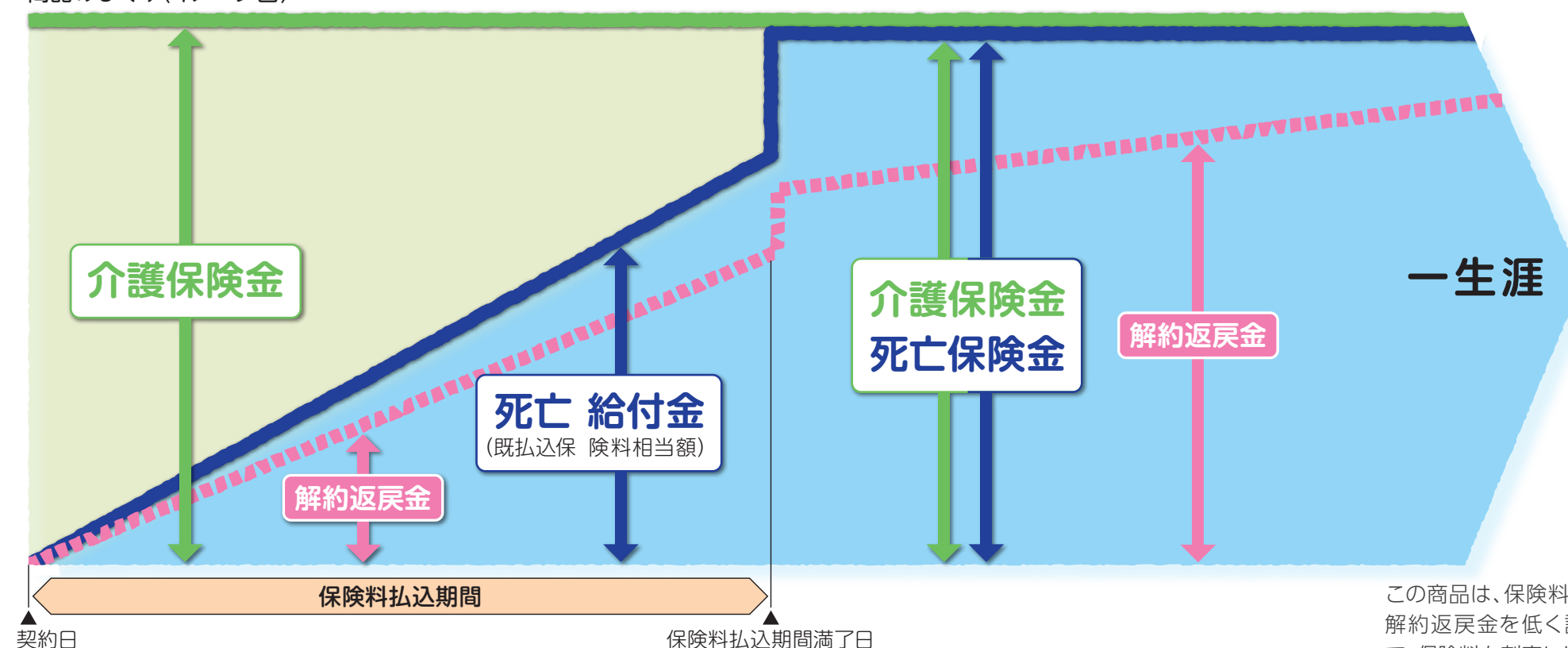
⚠ 介護保険金と死亡給付金・死亡保険金は重複してお支払いしません。

長生きセカンドライフにそなえる

- ・保険料のお支払いが終わった後は、解約返戻金の金額がアップします。
- ・解約・減額をすることで、解約返戻金をご自身でつかうこともできます。

- ⚠ 契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。
- ・解約された場合、ご契約は消滅します。

商品のしくみ(イメージ図)



契約日 月掛の場合の契約日は、お申込みと告知がともに完了した日の属する月の翌月1日となります。 了した日の属する月の翌月1日となります。
保険料払込期間満了日 新年掛の場合の契約日は、お申込みと告知がともに完了した日となります。

この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定*することで、保険料を割安にしています。このため、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、必ず既払込保険料相当額を下回ります。

*保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

安心して
お受け取り
いただくために

代理請求特約

病気や事故で寝たきりの状態となり、被保険者本人が意思表示できないとき等は、被保険者に代わり、「代理請求人」が保険金等をご請求いただけます。
 ※くわしくは9ページをご覧ください。

保険料の払込免除

被保険者が明治安田生命所定の障害状態に該当された場合、その後の保険料のお払込みが免除されます。
 ※くわしくは10ページをご覧ください。

リビング・ニーズ特約[介護保障用]

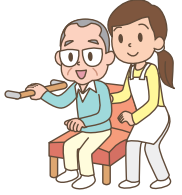
保険料払込期間満了後、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求いただけます。
 ※くわしくは10ページをご覧ください。

介護保険金のお支払事由について

被保険者が所定の要介護状態(以下の①、②または③)に該当された場合に、介護保険金をお受け取りいただけます。

① 公的介護保険制度の「要介護3・4・5」と認定された状態

<ご参考>公的介護保険の「要介護度別」の身体状態の目安

要介護1 (本商品の お支払事由対象外)	歩行などに不安定さがあり、 日常生活に部分的な介護が必要	
要介護2 (本商品の お支払事由対象外)	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの 一部または全部に介護が必要	
要介護3	歩行、排せつ、入浴、衣服の着脱などに、 多くの介護が必要	
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、 介護なしでの生活は困難	
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは 日常生活がほぼ不可能で、意思の伝達が困難	

※上記はあくまで大まかな目安です。要介護状態に該当するかどうか、該当する場合にどの区分であるかの判定は、市町村に設置される介護認定審査会において行われます。詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口にご確認ください。
出典：介護保険法第7条に基づき明治安田生命作成

<ご参考>要介護度別の認定者数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
約131万人	約113万人	約86万人	約80万人	約60万人

要介護認定者のうち、「要介護3・4・5」の割合は約48%

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」（平成30年8月分）／平成30年8月末現在

② 「寝たきり」になられた状態 (明治安田生命が定める要介護状態)

常時寝たきり状態で、**a** に該当し、かつ、**b** ～ **e** のうち2項目以上に該当していること

③ 「認知症」になられた状態 (明治安田生命が定める要介護状態)

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害が日常のかつ継続的にあり、かつ、**b** ～ **e** のいずれかに該当していること

a

歩行において、
他人が体を支える等の
直接的な介護を要する状態

b

衣服の着脱において、
他人が衣服を着せる等の
直接的な介護を要する状態

c

入浴において、
他人が体を支える等の
直接的な介護を要する状態

d

食物の摂取において、
他人が食物を口に運ぶ等の
直接的な介護を要する状態

e

排せつの後始末において、
他人が汚れを拭き取る等の
直接的な介護を要する状態

※明治安田生命が定める「寝たきり」または「認知症」は、その状態に該当した日から起算して180日継続している必要があります。
※上記について、時間帯や外的環境によって状況が異なる場合には、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。

明治安田生命が定める要介護状態について



①のお支払事由に該当されない場合でも、②または③のお支払事由に該当されることで介護保険金をお受け取りいただけます。たとえば以下のような場合がそれに該当します。
●満40歳以上65歳未満で、16種類の特定疾病以外を原因として、要介護状態となった場合
●公的介護保険制度に未加入*で要介護状態となった場合

*日本国内に住所を有さない場合や、満40歳以上65歳未満で公的医療保険制度に未加入の場合など

付加できる特約について

代理請求特約

代理請求特約を付加された場合、被保険者が受取人となる保険金等について、病気や事故で寝たきりの状態となり、被保険者本人が意思表示できないとき等、**被保険者本人がご請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、下記の「代理請求人」が保険金等をご請求いただくことができます。**

くわしくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

「代理請求人」は、ご請求時において、次のいずれかを満たす死亡保険金受取人に限ります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
 - ②被保険者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫 等)
 - ③被保険者の兄弟姉妹
 - ④被保険者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めい 等)
 - ⑤次のいずれかの者で、被保険者のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者*1
 - ・上記の①から④までの者以外の者で、被保険者と同居している者(内縁関係(事実婚)の配偶者、同性パートナー*2など)
 - ・被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者
- *1 明治安田生命の定める書類の提出が必要となります。
*2 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

特約の付加について

- 代理請求特約を付加される際には、被保険者の同意を得て、契約者がお申込みください。
- 死亡保険金受取人が変更された場合、代理請求人も変更されます。

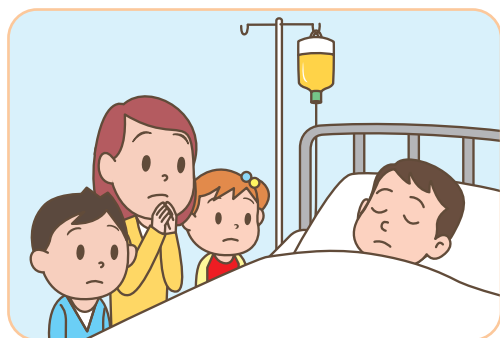


ご請求・お支払いについて

- 死亡保険金受取人が介護保険金のご請求時において、未成年者等の場合は、代理請求人としての取り扱いを受けることはできません。
- ※くわしくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

特別な事情とは

①被保険者本人が意思表示できない場合



被保険者本人が、事故や病気等で寝たきりの状態になる等、保険金等のご請求を行う意思表示が困難な場合

②被保険者本人が病名などを知らない場合



被保険者本人が、余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、保険金等をご請求できない場合

リビング・ニーズ特約〔介護保障用〕

リビング・ニーズ特約を付加された場合、保険料払込期間満了後、**被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、被保険者ご自身が死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求いただくことができます。**

くわしくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

※保険料払込期間中は、余命6ヵ月以内と判断されるときでも、「特約保険金」はご請求いただけません。

※「特約保険金」のお支払いにあたっては、所定の利息(6ヵ月分)を差し引きます。

※「特約保険金」は、代理請求特約が付加されており、かつ被保険者ご自身がご請求できない特別な事情があるときは、被保険者に代わり、代理請求人がご請求いただくことができます。

保険料の払込免除について

この商品は、以下のいずれかに該当された場合は、その後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

- ①被保険者が保険料払込期間中に明治安田生命所定の身体障害表の第1級の障害状態に該当されたとき
- ②被保険者が不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に明治安田生命所定の身体障害表の第2級または第3級の障害状態に該当されたとき

くわしくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。



以下についてご注意ください

この商品は、低解約返戻金期間を設定しています。

この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。

このため、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、必ず既払込保険料相当額を下回ります。

保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

※契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

お払込みいただいた保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

この商品の保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となり、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の対象とはなりません。

この商品に配当金はありません。

この商品は無配当保険のため、運用状況にかかわらず、配当金はありません。

保険料例（保険料払込期間10年）

下表の数値は、ご契約の一例であり、
契約年齢・保険金額・保険料払込期間等により数値が異なりますのでご注意ください。

※保険料率：2019年4月現在

男 性								
契約年齢	保険金額	保険料 払込 方法	毎回の 保険料	払込保険料 総額	保険料 払込期間（10年） 満了日の翌日		20年経過時点	
					解約 返戻金額	返戻率	解約 返戻金額	返戻率
40歳	150万円	月掛	11,025円	1,323,000円	129.6万円	98.0%	135.4万円	102.4%
		新年掛	131,198円	1,311,980円		98.8%		103.2%
	500万円	月掛	36,750円	4,410,000円	432.3万円	98.0%	451.6万円	102.4%
		新年掛	437,325円	4,373,250円		98.8%		103.2%
	1,000万円	月掛	73,500円	8,820,000円	864.6万円	98.0%	903.3万円	102.4%
		新年掛	874,650円	8,746,500円		98.8%		103.2%
45歳	150万円	月掛	11,288円	1,354,560円	132.6万円	97.9%	138.2万円	102.0%
		新年掛	134,322円	1,343,220円		98.7%		102.9%
	500万円	月掛	37,625円	4,515,000円	442.2万円	97.9%	460.8万円	102.0%
		新年掛	447,740円	4,477,400円		98.7%		102.9%
	1,000万円	月掛	75,250円	9,030,000円	884.4万円	97.9%	921.6万円	102.0%
		新年掛	895,480円	8,954,800円		98.7%		102.9%
50歳	150万円	月掛	11,562円	1,387,440円	135.5万円	97.6%	140.7万円	101.4%
		新年掛	137,588円	1,375,880円		98.5%		102.2%
	500万円	月掛	38,540円	4,624,800円	451.8万円	97.6%	469.1万円	101.4%
		新年掛	458,625円	4,586,250円		98.5%		102.2%
	1,000万円	月掛	77,080円	9,249,600円	903.6万円	97.6%	938.2万円	101.4%
		新年掛	917,250円	9,172,500円		98.5%		102.2%
55歳	150万円	月掛	11,871円	1,424,520円	138.2万円	97.0%	142.8万円	100.3%
		新年掛	141,266円	1,412,660円		97.8%		101.1%
	500万円	月掛	39,570円	4,748,400円	460.9万円	97.0%	476.3万円	100.3%
		新年掛	470,885円	4,708,850円		97.8%		101.1%
	1,000万円	月掛	79,140円	9,496,800円	921.9万円	97.0%	952.6万円	100.3%
		新年掛	941,770円	9,417,700円		97.8%		101.1%
60歳	150万円	月掛	12,261円	1,471,320円	140.7万円	95.6%	144.7万円	98.3%
		新年掛	145,907円	1,459,070円		96.4%		99.2%
	500万円	月掛	40,870円	4,904,400円	469.2万円	95.6%	482.5万円	98.3%
		新年掛	486,355円	4,863,550円		96.4%		99.2%
	1,000万円	月掛	81,740円	9,808,800円	938.5万円	95.6%	965.0万円	98.3%
		新年掛	972,710円	9,727,100円		96.4%		99.2%

※上表の年齢は、被保険者の契約年齢(保険年齢)です。
※20年経過時点の解約返戻金額は契約応当日の前日時点の金額を表示しています。
※解約返戻金額は千円未満を切捨て表示しています。
※返戻率は解約返戻金額を払込保険料の総額で除して計算し、小数第2位以下を切捨て表示しています。
※保険料払込期間中の解約返戻金は既払込保険料相当額を下回ります。

※保険料率：2019年4月現在

女 性								
契約年齢	保険金額	保険料 払込 方法	毎回の 保険料	払込保険料 総額	保険料 払込期間（10年） 満了日の翌日		20年経過時点	
					解約 返戻金額	返戻率	解約 返戻金額	返戻率
40歳	150万円	月掛	10,802円	1,296,240円	126.9万円	97.9%	133.0万円	102.6%
		新年掛	128,538円	1,285,380円		98.7%		103.5%
	500万円	月掛	36,005円	4,320,600円	423.3万円	97.9%	443.5万円	102.6%
		新年掛	428,460円	4,284,600円		98.7%		103.5%
	1,000万円	月掛	72,010円	8,641,200円	846.6万円	97.9%	887.0万円	102.6%
		新年掛	856,920円	8,569,200円		98.7%		103.5%
45歳	150万円	月掛	11,067円	1,328,040円	130.0万円	97.9%	136.0万円	102.4%
		新年掛	131,697円	1,316,970円		98.7%		103.3%
	500万円	月掛	36,890円	4,426,800円	433.5万円	97.9%	453.6万円	102.4%
		新年掛	438,990円	4,389,900円		98.7%		103.3%
	1,000万円	月掛	73,780円	8,853,600円	867.0万円	97.9%	907.2万円	102.4%
		新年掛	877,980円	8,779,800円		98.7%		103.3%
50歳	150万円	月掛	11,348円	1,361,760円	133.0万円	97.7%	138.8万円	101.9%
		新年掛	135,036円	1,350,360円		98.5%		102.8%
	500万円	月掛	37,825円	4,539,000円	443.6万円	97.7%	462.9万円	101.9%
		新年掛	450,120円	4,501,200円		98.5%		102.8%
	1,000万円	月掛	75,650円	9,078,000円	887.3万円	97.7%	925.9万円	101.9%
		新年掛	900,240円	9,002,400円		98.5%		102.8%
55歳	150万円	月掛	11,654円	1,398,480円	136.1万円	97.3%	141.4万円	101.1%
		新年掛	138,677円	1,386,770円		98.1%		102.0%
	500万円	月掛	38,845円	4,661,400円	453.7万円	97.3%	471.6万円	101.1%
		新年掛	462,255円	4,622,550円		98.1%		102.0%
	1,000万円	月掛	77,690円	9,322,800円	907.5万円	97.3%	943.3万円	101.1%
		新年掛	924,510円	9,245,100円		98.1%		102.0%
60歳	150万円	月掛	12,026円	1,443,120円	138.9万円	96.2%	143.8万円	99.6%
		新年掛	143,103円	1,431,030円		97.0%		100.5%
	500万円	月掛	40,085円	4,810,200円	463.1万円	96.2%	479.4万円	99.6%
		新年掛	477,010円	4,770,100円		97.0%		100.5%
	1,000万円	月掛	80,170円	9,620,400円	926.2万円	96.2%	958.9万円	99.6%
		新年掛	954,020円	9,540,200円		97.0%		100.5%

MYほけんページをご活用ください。



契約内容の照会

契約者ご自身で、照会日時点のご契約内容を確認いただけます



各種手続き 資料の請求・再発行

生命保険料控除証明書の再発行、各種書類のご請求をしていただけます



各種サービスのご利用

病気の予防・早期発見や重症化予防に役立つ「みんなの健活サービス」をご利用いただけます

みんなの健活サービス

明治安田生命は、健康に向けた前向きな活動＝健活と一緒に取組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田生命のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます



MYほけんページにてご利用いただけるサービスです。
明治安田生命ホームページからアクセスしてください。



電話でご利用いただけるサービスです。
お手元にMYほけんページIDもしくは明治安田生命カード番号、証券番号のいずれかをご用意ください。

予防・早期発見



先進検査優待サービス

血液・尿などによって、将来発症し得るさまざまな病気のリスクを評価する先進検査を、優待特典付きでご利用いただけるサービスです。
提供: NKメディコ(株)



人間ドック・レディースドック 相談・予約サービス

人間ドック／レディースドックに関する電話相談に専門スタッフが応えし、全国の提携施設より人間ドックの予約が可能です。
提供: (株)ウェルネス医療情報センター



郵送検診優待利用サービス

がんや生活習慣病のリスクをはじめ、健康状態を簡単に調べることができる郵送型検査キットが、優待価格でご利用いただけます。
提供: ハルメク・ベンチャーズ(株)



スポーツクラブ優待利用サービス

全国の提携施設を優待価格でいつでもご利用いただけます。
提供: セントラルスポーツ(株)

治療・重症化予防等



専門家による電話相談

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。
提供: ティーベック(株)

介護相談サービス

介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が無料で応える電話相談サービスです。
提供: 明治安田システム・テクノロジー(株)

24時間妊娠・育児相談サービス

妊娠・出産・育児に関する電話相談を24時間いつでも無料でお受けいたします。
提供: ティーベック(株)

障がい相談サービス

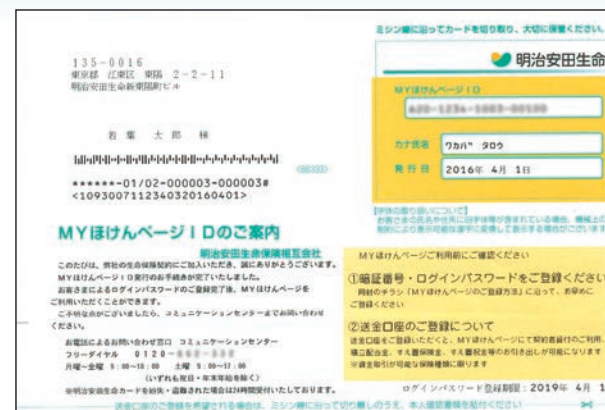
「身体障がい」に関するさまざまな相談に社会福祉士やケアマネジャーが応える電話相談サービスです。
提供: 明治安田システム・テクノロジー(株)

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか明治安田生命コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

「MYほけんページ」は、簡単にご契約内容の照会ができるほか、便利な健康・医療・介護関連サービスを利用できる、ご契約者専用WEBサイトです。

MYほけんページのご利用方法

……「MYほけんページIDのご案内」見本……



※明治安田生命の生命保険にお申込みいただくと、同時に「MYほけんページ」にも申込みがされます。

※ご契約成立後に左記の「MYほけんページID」を郵送しますので、明治安田生命ホームページからご登録ください(ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます)。

※ご不明な点がございましたら、明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

「MYほけんページIDのご案内」が届いたら

- 1 明治安田生命ホームページのトップ画面の『ご契約者専用WEBサイト MYほけんページ』をクリック

MYほけんページ 検索

スマートフォンでもアクセスできます(一部機種除く)。



- 2 『新規登録』をクリック

- 3 MYほけんページIDまたは明治安田生命カードを『お持ちの方』をクリック

- 4 MYほけんページ規約をご確認後、ご同意いただき『同意して次に進む』をクリック

- 5 MYほけんページID※1・生年月日・暗証番号※2をご入力いただき『次の画面へ』をクリック

※1 暗証番号登録がお済みの場合、ID(16桁)の代わりに保険証券記載の証券番号(8桁)でも入力いただけます。

※2 暗証番号はこの画面で登録いただけます。

- 6 ログインパスワードを設定し、初期設定完了

(メールアドレス登録が未了の場合は、MYほけんページの初回利用の際にご登録いただく必要がございます)

【MYほけんページ ログイン画面】



【3の選択画面】



※これらのサービスは明治安田生命保険相互会社の業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については、明治安田生命が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断のもとに行ってください。万一、サービスをご提供した結果損害が発生しても、明治安田生命は責任を負いかねます。

※記載の内容は2019年4月現在のものであり、サービス内容は予告なく中止、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

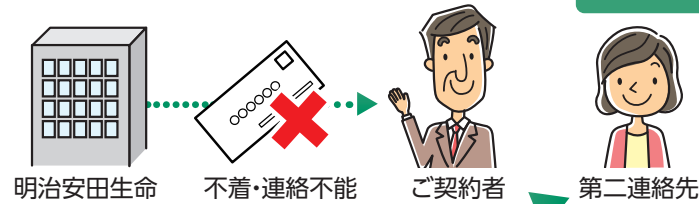
確実なお支払いのための取組み

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

MY安心ファミリー登録制度 2014年10月～

あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)をご登録いただくことで、明治安田生命からお客さまへの連絡をしっかりフォローします。

制度創設以降、約196万人のご登録をいただいています。(2018年3月末時点)



ご契約者に連絡がとれない場合、第二連絡先にご契約者の連絡先を確認

お客さまの声

手続きのために子どもに連絡すると「『音信なし』が元気の証拠と思っていたけれど、何があるかわからないから、今後は時々電話するよ」と、連絡を取りあう良いきっかけになりました(栃木県、女性)

MYほけんページからご登録いただけます!

MY長寿ご契約点検制度 2015年4月～

保険金等を確実にお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田生命独自の制度です。

■ご契約点検の流れ

1 「長寿点検のお知らせ」の郵送

①で返信がない場合

2 電話連絡による確認

②で連絡がとれない場合

3 訪問による確認 ※90歳以上のお客さま

77歳
(喜寿)

90歳
(卒寿)

99歳
(白寿)

108歳
(茶寿)

111歳
(皇寿)

「MYアシスト+」(マイアシストプラス)制度 2018年4月～

加齢等に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、生命保険のお手続きの際に自筆困難等の支障が生じたお客さまをサポートします。

※お客さまに意思能力があることが前提です

サポートメニュー お手続きの内容に応じて…

明治安田生命職員
による代筆

アシスト・カードを
お申込みいただくと…

さらにアシスト・デスク
を用意



ご自宅等に明治安田生命職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします

登録番号からお客さまを特定し、担当者がご相談内容を確認いたします

ご契約内容やお手続きについて、専任担当者がお電話やメールで直接お応えいたします

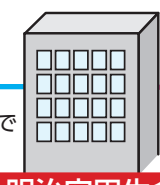
ご契約関係者の連絡先登録 2018年4月～

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで、請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。

【例】

親

1 明治安田生命からの通知などでお亡くなりになっている事実が判明



子

NEW!

保険に入っていることは知らなかった

2 連絡先の登録があることで直接、請求権利者に請求をご案内

MYほけんページからご登録いただけます!

ご契約者かつ被保険者

明治安田生命

受取人



お申込後のお問い合わせ窓口

明治安田生命コミュニケーションセンター

0120-453-860

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

月曜～金曜

9:00～18:00

土曜

9:00～17:00

いずれも祝日・年末年始を除く

※お問い合わせは契約者ご本人さま(死亡保険金のご請求は受取人)からお願いいたします。

※「ご契約内容の照会」や「お手続き書類のご請求」等はご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でもご利用いただくことができます。

■次のような場合はコミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等のご登録内容を変更する場合

被保険者がお亡くなりになった場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった場合

第二連絡先を登録ご希望の場合



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

①生命保険証券・保険証券付属書

・送付方法:簡易書留
・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込み内容により、さらに日数を要する場合があります。

②MYほけんページIDのご案内

※ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます。

③口座振替予定のお知らせ(月掛のご契約)

・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、初回口座振替月(契約日の属する月の翌月)の中旬頃に発送

④生命保険料控除証明書

・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険料払込期間中 (ご契約の翌年以降)

⑤口座振替予定のお知らせ(新年掛のご契約)

・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、毎年の口座振替月(年単位の契約応当日の属する月)の前月下旬頃に発送

⑥生命保険料控除証明書

・月掛(口座振替)のご契約 ⇒ 9月分の保険料のお振替えを確認後、10月下旬頃に発送
・新年掛(口座振替)のご契約 ⇒ 1月から9月までのお振替えの場合、9月下旬～10月下旬頃に発送
10月から12月までのお振替えの場合、当社への着金を確認後に随時発送

保険期間中

⑦明治安田生命からのお知らせ

・発送時期:年1回(毎年9月～10月頃)

※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみについて

- **保険商品の名称(正式名称)**
無配当介護保障終身保険(低解約返戻金型)
- **商品の特徴**
 - ・この商品は、被保険者が公的介護保険制度の要介護3以上などの所定の要介護状態に該当された場合、介護保険金をお支払いする介護保障終身保険です。
 - ・保険料払込期間中に被保険者が死亡された場合は死亡給付金(既払込保険料相当額)を、保険料払込期間満了後に被保険者が死亡された場合は死亡保険金(介護保険金と同額)をお支払いします。
 - ・保険料払込期間中の死亡保障を抑え、また解約返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。

※保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。
- **商品のしくみ(イメージ図)**
商品のしくみについては5・6ページをご覧ください。

■ 特約について

・代理請求特約

代理請求特約を付加された場合、被保険者が受取人となる保険金等について、病気や事故で寝たきりの状態となり、被保険者本人が意思表示できないとき等、被保険者本人がご請求できない特別な事情があるときに、被保険者に代わり、「代理請求人」が保険金等をご請求いただくことができます。
詳しくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

・リビング・ニーズ特約[介護保障用]

リビング・ニーズ特約を付加された場合、保険料払込期間満了後、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、被保険者ご自身が死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求いただくことができます。
詳しくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
※保険料払込期間中は、余命6ヵ月以内と判断されるときでも、「特約保険金」はご請求いただけません。
※「特約保険金」のお支払いにあたっては、所定の利息(6ヵ月分)を差し引きます。
※「特約保険金」は、代理請求特約が付加されており、かつ被保険者ご自身がご請求できない特別な事情があるときは、被保険者に代わり、代理請求人にご請求いただくことができます。

3 お申込みに際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

■ 介護保険金・死亡給付金・死亡保険金のお支払事由

保険金等	お支払事由	お支払額	受取人
介護保険金	被保険者が所定の要介護状態に該当されたとき	介護保険金額	被保険者
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間中に死亡されたとき	既払込保険料相当額*1	死亡保険金受取人*2
死亡保険金	被保険者が保険料払込期間満了後に死亡されたとき	介護保険金額と同額	

- *1 既払込保険料相当額は、介護保険金額に対応する月掛保険料から計算されますので、実際にお払いいただいた保険料の合計額より大きくなる場合があります。
- *2 原則、被保険者の配偶者または2親等内の血族から指定いただきます(7人まで)。
- ※死亡給付金・死亡保険金は、一時支払いのほか、すえ置支払い(すえ置期間は10年以下)も選択できます。
- ※介護保険金と死亡給付金・死亡保険金は重複してお支払いしません。

- ・死亡給付金お支払いの際、すでに介護保険金のお支払事由が発生していた場合は、介護保険金額と同額をお支払いします。
- ・保険金等をお支払いできない場合の主な事由については、22ページの「4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 契約年齢範囲・保険期間・保険金額範囲

被保険者の契約年齢 (保険年齢)*範囲	保険期間	契約年齢別の保険金額範囲 (10万円単位)
40歳～60歳 ※満40歳未満の方は ご加入いただけません。	終身	40歳～44歳：150万円～1,500万円 45歳～60歳：150万円～1,000万円 ※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の 場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

＊ 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。
契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、
契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を
加算します。

[例] 1月1日生まれで満年齢が50歳の方は、契約日とその年の7月1日以降になると、契約年齢
(保険年齢)は51歳に切り上がります。

※介護保険金額や毎回の保険料等、ご契約の具体的な内容につきましては、後日郵送される生命
保険証券等を必ずご確認ください。

■ 保険料払込方法・保険料払込期間

保険料払込方法	保険料払込期間
月掛 (毎月1回の払込み) ・ 新年掛 (1年に1回の払込み)	10年～30年、 かつ保険料払込期間満了時点の被保険者の年齢(保険年齢)が70歳以下

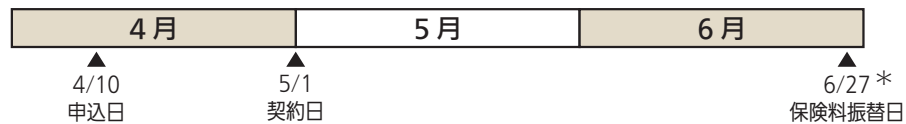
※保険料払込方法は変更することができます。

※保険料の一括払い(前納)はできません。

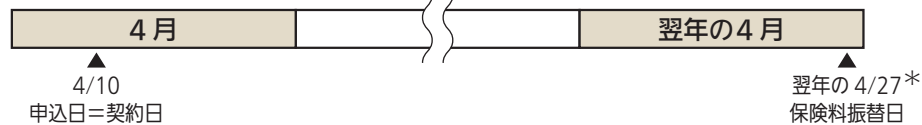
・第1回目の保険料は、契約時に明治安田生命指定の口座にお振込みください。第2回目
以降の保険料は、ご指定いただいた口座からの振替(引き落とし)となります。

	契約日	第2回目保険料の 払込期月	保険料振替日
月掛	お申込みと告知がともに 完了した日の 属する月の翌月1日	契約日の属する月の翌月	払込期月の毎月27日*
新年掛	お申込みと告知がともに 完了した日	契約日の翌年の 契約応当日の属する月	

<月掛保険料の口座振替例>



<新年掛保険料の口座振替例>



＊その日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とします。

■ 保険料の払込免除について

この商品は、以下のいずれかに該当された場合は、その後の保険料のお払込みが免除
され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

- ①被保険者が保険料払込期間中に明治安田生命所定の身体障害表の第1級の障害状
態に該当されたとき
- ②被保険者が不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払
込期間中に明治安田生命所定の身体障害表の第2級または第3級の障害状態に該当さ
れたとき

■ その他のお取扱い

- ・介護保険金の増額…お取り扱いいたしません。
- ・介護保険金の減額…お取り扱いいたします。詳しくは24ページをご覧ください。
- ・払済保険への変更…お取り扱いいたしません。
- ・契約者貸付 …お取り扱いいたしません。
- ・自動振替貸付 …お取り扱いいたします。詳しくは23ページをご覧ください。

4 配当金・解約返戻金について

■ 配当金

この商品は無配当保険のため、運用状況にかかわらず、配当金はありません。

■ 解約返戻金

この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定*することで、保険料を割安に
しています。

このため、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、必ず既払込保険料相当額を
下回ります。

特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごく
わずかです。

＊保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の
7割となります。

また、契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場
合でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

詳しくは24ページをご覧ください。

注意喚起 情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・毎回の保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])
- ③お申込みの撤回等をする旨の文言

書面の送付先

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

2 健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)

- 契約者や被保険者には健康状態や職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、現在の健康状態や職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。

- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(保障を開始した日)から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等によるこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3 お申込みの受領と告知がともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、お申込みの受領と告知がともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

- 明治安田生命が保障を開始する前に発病した疾病や、発生した傷害を原因とする場合。ただし、ご契約の際の告知などにより当社がその原因の発生を知っていた場合などには、お支払いすることがあります。
- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日(保障を開始した日)から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 保険料のお払込みについて

- この商品の保険料は、毎月または1年に1回、継続してお払込みいただく必要があります。
- 新年掛のご契約の場合、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅（解約・死亡等）により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の金額を払い戻します。

【お払戻し額】

すでに払込まれた保険料のうち、「保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間*の末日までの月数」に対応する保険料

*払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間

- 保険料は払込期月内にお払込みください。保険料のお払込みには猶予期間がありますが、猶予期間中にお払込みがないとご契約は効力を失います（失効）。ご契約が失効した場合、介護保険金・死亡給付金・死亡保険金のお支払事由が発生しても、介護保険金・死亡給付金・死亡保険金をお支払いいたしません。
ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、自動的に明治安田生命が所定の範囲内にて保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。

	払込期月	猶予期間
月掛	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
新年掛	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで

- 口座振替のご契約の場合、保険料振替日（毎月27日）に保険料の振替ができなかった場合は、翌月の保険料振替日に再度口座振替を行います。
※月掛の場合は、翌月の保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の振替を行います（残高が2ヵ月分の保険料に満たない場合は、1ヵ月分の保険料の振替を行います）。
- いったん失効したご契約でもご契約の失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。復活のお申込みに際しては、改めて告知が必要となります。告知にあたっては、明治安田生命が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。なお、健康状態によっては、復活できないこともあります。
- ご契約の復活を明治安田生命が承諾した場合には、告知と、延滞保険料およびその利息のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- この商品は、払済保険への変更はお取り扱いいたしません。

6 解約・減額と返戻金について

- この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定*することで、保険料を割安にしています。
このため、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、必ず既払込保険料相当額を下回ります。
特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
*保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。
また、契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。
- 解約はいつでもお取り扱いいたします。ただし、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 介護保険金額の減額は、10万円単位で取り扱います（減額後の介護保険金額は150万円以上必要です）。この場合、ご契約は減額された分だけ解約されたものとしします。

7 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
詳細に関するお問い合わせ先：生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

8 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とでお支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなることがあります。

9 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となりますが、明治安田生命では、定款に基づき、配当金のお支払いのない保険の契約者については社員とはなりません。
したがって、この商品の契約者は、社員としての権利（社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等）を有しません。

10 生命保険の税金について

- 生命保険料控除について
お払込みいただいた保険料については、一般の生命保険料控除の対象となります。
※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
- 解約返戻金受取時にかかる税金について
所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税が課税されます。
一時所得の課税対象額＝〔解約返戻金－必要経費（既払込保険料）－特別控除（50万円を限度とする）〕×1/2
※他の一時所得と合算します。
- 介護保険金受取時にかかる税金について
介護保険金は、身体の傷害等に基づいて被保険者が受け取る場合、その全額が非課税となります。また、被保険者の配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族が代理請求された場合も、お支払いした介護保険金は、同様に非課税となります。
※非課税で受け取った介護保険金が、被保険者の相続財産として引き継がれる場合は、相続税の課税対象となります。
- 死亡給付金・死亡保険金受取時にかかる税金について
死亡給付金・死亡保険金受取時には、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税、または贈与税が課税されます。
※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数（相続を放棄した人を含む）が非課税扱いとなります。

〔ご契約例〕

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者（子）	相続税
②	本人	配偶者（子）	本人	所得税（一時所得）・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

※詳しくは「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
※本書面に記載されている税務の取扱い等については、2019年3月現在の税制に基づくものです。
今後、税制の変更に伴い、保険料のお払込み、保全手続き、保険金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

11 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター  **0120-453-860**
月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

12 保険金等のご請求について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 約款」・ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- あらかじめ代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求人が保険金などをご請求いただけます。
※代理請求できる方等の詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- 契約者は、代理請求人となられる方に対し、「ご契約内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。
- あらかじめリビング・ニーズ特約〔介護保障用〕を付加することにより、保険料払込期間満了後に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求いただくことができます。
- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者がご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。
- この保険はお支払事由が公的介護保険制度に連動しているため、制度の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を変更することがあります。この場合、その旨を改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内に契約者にご連絡します。

募集代理店(三菱UFJ信託銀行)からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。
- この商品は、法令上、融資お取引先およびその関係者に対する販売制限が定められているため、お客さまに勤務先等のご確認をさせていただくことになっております。また、ご融資お申込み中のお客さまにつきましては、法令上、お取扱いができないこととされておりますのでご了承ください。

*詳細につきましては募集代理店にご確認ください。

ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおり 約款」をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 約款」記載事項の例〕

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

本書面は、お申込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

明治安田生命の個人情報のお取扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理します。

◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。

◆なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

MUFG 三菱UFJ信託銀行

フリーダイヤル
または窓口まで



0120-349-250

ご利用時間: 平日9:00～17:00 (土・日・祝日等を除く)

※電話がつながりましたら、音声ガイダンスに沿って、
①⇒③の順に押してください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111 番(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>